

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国の金融業界における監督管理機構の変遷

2023年3月16日、中国共産党と国務院は《党と国家機構改革方案》を公表しました。国務院機構改革を深化する一環として、金融業界における監督管理機関の改革を推進し、第十四期全国人民代表大会第1回会議の国務院制度改革綱領の採択に関する決定により、国務院直属の機関として国家金融監督管理総局が設立されました。今回の金融業界の監督管理体制の変更をきっかけに、銀行業と保険業をめぐり、金融業界における監督管理機関の変遷を説明いたします。

1. 現在の金融業界における監督管理体制

国家金融監督管理総局の新設や中国人民銀行の金融ホールディングス会社への監督管理機能の移転などに伴って中国銀行保険監督管理委員会を廃止し、中国証券監督管理委員会を国務院の直轄機構として機構再編し、様々な変更に伴い、金融業界における監督管理体制は以下の通り、構成させています。

監督管理機関	具体的な機能	監督管理対象
中国人民銀行 (中央銀行)	① 金融関連の法律と行政法規の草案作成、金融機関運営規則の改善と銀行など完備、職責履行の関連命令や規則の公布； ② 法律に基づく金融政策の制定と実施； ③ 銀行間コール市場、銀行間債券市場、外国為替市場、金市場の監督管理； ④ 人民元の為替政策の確立、人民元為替レートの合理的水準の維持、外国為替管理の実施、国家外貨準備と金準備の保有・管理と運営； ⑤ 人民元通貨発行と流通管理； ⑥ 国庫の管理； ⑦ 関連部門と連帯して支払い決済規則の制定、支払いおよび決済システムの正常運営の維持； ⑧ 金融部門の包括的な統計制度の制定と実施調整、統計データのまとめとマクロ経済の分析と予測；	
国家金融監督 管理総局	① 銀行及び保険分野を規制及び監督し、銀行及び保険機関の合法的かつ安定的な運営を確保する； ② 金融改革と発展の戦略的計画、銀行・保険分野の法律と規則の起草、プルーデンス規制の枠組みと金融消費者保護の枠組みの確立に従事し、銀行・保険分野の関連規則と規定を策定し、これらの規則と規定の策定と改正のための提案をする； ③ プルーデンス規制と金融消費者保護の枠組みに従い、監督規則を策定する。マイクロファイナンス会社、融資保証会社、質屋、リース会社、商業ファクタリング会社、地域資産管理会社などの運営規則と監督規則を策定する。オンライン融資機関の事業活動に対する監督枠組みを策定する； ④ 銀行・保険機関およびその業務範囲を法令に基づき許可し、関連機関の上級管理者の資格を審査・承認し、銀行・保険の従業員の行動規範を策定する； ⑤ コーポレートガバナンス、リスク管理、内部統制、自己資本比率、支払能力、業務運営、情報開示などの面で、銀行・保険機関に対する監督を実施する； ⑥ 銀行・保険機関に対する立入検査及び立入検査、リスク・コンプライアンス評価、金融消費者の正当な権利の保護、違法行為・不祥事への罰則を実施する；	中国銀行保険監督管理 委員会の廃止に伴い、そ の監督管理機能を国家 金融管理総局に移転し、 また、金融ホールディン グス会社への監督管理 機能を担っています。 ① 銀行； ② 保険会社； ③ 金融ホールディン グス会社； ④ その他金融機関；

監督管理機関	具体的な機能	監督管理対象
	⑦ 銀行・保険部門の統計報告書を作成・公表し、要求に従って適正な情報開示を行い、金融統計業務の義務を遂行する； ⑧ 銀行・保険部門のリスク監視、管理、評価、早期警戒メカニズムを構築し、銀行・保険業務の追跡、分析、監視、予測を行う； ⑨ 預金取扱金融機関および保険機関の偶発的リスク解決計画に対する提言を行い、その実施を監督する； ⑩ 法令に基づき、違法な金融活動を取り締まり、違法な資金調達活動の特定、処罰、禁止、関連する調整作業を行う； ⑪ 地方金融規制当局の業務を指導・監視する； ⑫ 銀行・保険分野の国際規制基準策定作業を含む、国際銀行・保険機関の活動に参加し、銀行・保険分野の国際協力を促進する； ⑬ その他；	
中国証券監督管理委員会	全国の証券・先物市場を監督・管理し、証券・先物市場の秩序を維持し、上場会社その合法的な運営を維持する；	上場ファンド等
外貨管理局	中国国家外貨管理局（SAFE）は、中国人民銀行の管轄下にある外貨管理外貨を取り扱う会社等機関であり、外貨準備の管理・運用を行っており、長期的かつ戦略的な判断に基づいて保有資産の多様化を進めています。 中国企業の海外投資に関する認可業務、指定国外機関投資家（QFII）の中国国内投資に関する認可業務、外国為替取扱指定銀行の許可業務なども行っています。	

2. 金融業界における監督管理機関の変遷

今までの金融業界における監督管理機関は、唯一の監督管理機関である中国人民銀行から始まり、その後、多元化していきました。主な変遷は以下のとおりです。

1. 改革開放から1992年まで、中国人民銀行は唯一の監督管理機関でありました；
2. 1992年に、国務院証券委員会と証券監督管理委員会が設立され、証券・先物市場への監督管理機能を中国人民銀行から外されました；
3. 1998年に、国務院証券委員会と証券監督管理委員会が合併されました。同年、保険監督管理委員会が設立され、保険業への監督管理を強化されました；
4. 2003年に、銀行監督管理委員会が設立され、銀行業への監督管理の強化に伴い、“一行三会”の体制が構築されました；
5. 2018年に、保険監督管理委員会と銀行監督管理委員会が合併されて中国銀行保険監督管理委員会となり、“一行二会”の体制が構築されました；
6. 2023年に、国家金融監督管理総局の設立に伴って中国銀行保険監督管理委員会を廃止し、“一行一局一会”の体制が構築されました；

お見逃しなく！

国家金融監督管理総局は、証券業界を除く金融業界の監督を一元的に担当し、制度監督、行為監督、機能監督、浸透監督、継続監督を強化し、金融消費者の権益保護を調整・担当し、リスク管理と予防・処理を強化し、法に基づき違法・不正行為の調査・対処を行うとしています。2022年における現場調査による罰金28.99億人民元が徴収されました。2023年度の予算により、前年度の実施対策を最適化しながら、銀行業、非銀行金融機構、重大なリスク事件及びその対応に対する現場調査を強化する一方、金融システムリスクを低減するアプローチを進めています。